

やまぐちスタイル情報発信業務仕様書

1 委託業務の名称

やまぐちスタイル情報発信業務

2 委託業務の目的

人口減少が進み、若者の県外流出が課題となる中、ワークライフバランスを重視する若者等に対して、本県の強みである「暮らしやすさ」に関する情報を着実に届けるため、「暮らしやすさ」に関するコンテンツや発信方法等の検討・ブラッシュアップを行い、本県の「暮らしやすさ」に関する情報を戦略的に発信する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 主なターゲット

県内大学生及び県外在住の若者・子育て世代

5 業務内容

(1) ロング動画及びアニメーション動画の制作・配信

「暮らしやすさ」に関するコンテンツ等を検討する県職員をメンバーとする会議(以下、「検討会議」という。)に参画(オンラインでの参画も可)し、検討会議での検討を踏まえ、本県の「暮らしやすさ」を発信するロング動画及びロング動画を編集したダイジェスト動画を下表に基づいて制作する。なお、配信は、YouTube「山口県公式チャンネル」や県公式 SNS*等で委託者が実施する。

項目	内容
制作数	ロング動画・ダイジェスト動画 それぞれ4本
制作テーマ	山口県の「暮らしやすさ」
動画の内容	○山口県のリアルな暮らしやすさを訪ねる動画(3本) ライフステージ(就職、結婚、家族)ごと、生活に即した形で山口県の暮らしやすさを紹介する。 (テーマ) ゆとりある生活(空間・時間)、自然、食、子育て環境など ○山口県の暮らしやすさをトータルに伝えるアニメーション動画(1本) 治安の良さや災害の少なさ、企業や仕事など、実写では表現が難しい情報も含めた「暮らしやすさ」を表現の幅が広く、若い世代を含め幅広い世代にも親しみやすいアニメーションを活用して紹介する。
映像の種類	①ロング動画(5分程度) …制作テーマを分かりやすくまとめ、視聴者の興味や関心を引く動画とすること。 ②ダイジェスト動画(30秒程度) …SNS等による配信のため、①の内容をコンパクトにした動画とすること。 ※①②ともに「字幕あり・なし」を制作すること。

動画制作の流れ	①シナリオ・絵コンテ等の作成 動画制作の骨子となるシナリオ等を作成。 ②動画の撮影・編集・校正 ①を基に動画の撮影及び編集を行い、完成版納品日の1週間前までに試写用映像を提出。※確認及び校正を受けること。 ③完成版動画の納品 ②の修正及び変更等を行い、完成版動画を納品。
サムネイル	動画ごとに視聴者の目を引き、かつ、動画内容が一見して分かるようなサムネイル画像を作成。
納品	制作した動画を複製し、インターネット上(SNS、山口県公式ホームページ、YouTube)に掲載可能なデータへ変換した上で納品すること。
納期	10月中

【制作における留意点】

- ・撮影・制作前に、委託者とシナリオ等について事前協議を行うこと。また、シナリオ等の校正は、撮影・制作まで随時行うこととする。
- ・制作テーマに合わせ、実写やイラスト、アニメーション等を用いながら、視聴者の目を引き、関心を高める効果的な動画を制作すること。
- ・無人航空機(ドローン)を使用する場合は、飛行許可等の撮影に必要な手続きは受託者で行うこと。
- ・キャスト等の出演交渉、撮影交渉、権利保有者との交渉、契約締結、その他付随する業務全般は、委託業務に含まれるものとする。
- ・動画は掲載期間を定めずインターネット上(SNS、山口県公式ホームページ、動画投稿サイト)での動画再生(ストリーミング)を予定しているため、使用期間や利用範囲が限定されるものは避けること。
- ・なお、動画の内容や起用する人物等については、受託者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。

※県公式 SNS は、委託者が運用する以下の SNS を指す。

区 分	アカウント名等	フォロワー数 (令和7年4月1日時点)
X (旧 Twitter)	@yamaguchikouhou	8,391
Instagram	@yamaguchi_kouhou	9,344
Facebook	山口県	6,117
LINE	山口県	14,022

(2) SNS 広告等の実施

- ・動画の閲覧及び委託者が指定する SNS を活用した各種キャンペーンへの参加を誘導するため、効果的な媒体を選択し、SNS 広告等を実施する。
- ・本県が発信する日々の「暮らしやすさ」情報を取得する方が増えるよう、SNS 広告等を実施し、県公式 SNS の新規フォロワーを獲得する。
- ・SNS 広告等の実施後、実施効果(表示回数、クリック数等)を測定・分析し、委託者に報告する。なお、SNS 広告終了までの間は、随時、委託者の求めに応じて広告

の効果の分析結果を報告し、広告の運用改善について提案を行う。

- ・ 広告の実施媒体や実施回数等については、受託者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。
- ・ 本県の魅力のPRを、プレスリリース配信サービス等のWeb媒体を活用して行う。
（3回程度）
- ・ 県職員等の情報発信に関する知識・技能の向上を図るため、「SNS」や「広報制作物」等をテーマとした研修（半日程度・対面形式）を行う。研修時期や内容等については受託者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。

（３）年間スケジュール

別紙のとおり

（４）納品先

本業務の遂行に伴う全ての成果物の納品先は、山口県広報広聴課広報推進班とする。

6 業務目標

本業務の目標は、①制作動画の総閲覧回数4万回以上、②県公式SNSの新規フォロワー獲得数10,000人以上（契約時点のフォロワー数を基準）とする。目標達成のために必要な事項について委託者と協議の上、随時実施すること。

7 留意事項

（１）著作権等

- ・ 業務で得た成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、山口県に帰属するものとする。また、受託者は、本件著作物に係る著作人格権を行使しないものとする。
- ・ 第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

（２）権利の侵害

- ・ 制作にあたって、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。

（３）映像出演者の了承

- ・ SNSや山口県公式ホームページ、動画投稿サイトへの掲載によりインターネット上で動画再生されることについて、映像出演者（ナレーションを含む）の了承を得ていること。

（４）その他

- ・ 業務において委託者が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うこと。
- ・ 委託者との連携を密に作業を行うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び業務を遂行する上で疑義や改善の必要性がある場合は、委託者と協議して定める。
- ・ 本委託業務を履行するために受託者が必要とする費用及び契約費用等の一切の費用は、委託料に含まれるものとする。